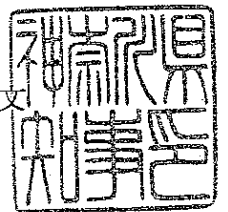


川崎天然ガス発電所に係る 環境影響評価準備書に対する意見

川崎天然ガス発電株式会社代表取締役社長 河野 文彦 から送付があった川崎天然ガス発電所に係る環境影響評価準備書に対する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく神奈川県知事の意見は、別紙のとおりです。

平成17年8月16日

神奈川県知事 松沢 成文



I 総括事項

川崎天然ガス発電所（以下「本件事業」という。）は、川崎天然ガス発電株式会社が、特定規模電気事業者等への電気の供給を目的として、川崎市川崎区扇町 12 番 1 号の新日本石油株式会社川崎事業所構内の面積約 274,400 平方メートルの敷地（以下「実施区域」という。）に、天然ガスを燃料とする出力 423,700 キロワットの発電機 2 機、合計出力 847,400 キロワットの火力発電所を建設し、運営しようとするものである。

実施区域は、川崎市の臨海部の埋立地にあり、南側が京浜運河に面し、近傍地域には、重化学工業を中心とした工場、事業場、倉庫等の施設が集積している。

本件事業は、工業専用地域内の製油所跡地に新たに発電所を建設する事業であるが、発電設備が大規模であるため、大量の窒素酸化物や二酸化炭素を排出すること、また排水を東京湾へ排出することから、周辺環境への影響が懸念される。

したがって、本件事業の実施に当たっては次の基本的視点に十分配慮し、周辺環境への影響を軽減するため最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても引き続き環境の保全に努める必要がある。

- 実施区域周辺において大気環境基準や川崎市及び横浜市がそれぞれ定めている大気環境に係る目標が達成されていない地点があること、東京湾において水質環境基準が達成されていない地点があることから、周辺環境への影響を軽減するため最大限の配慮を行う必要がある。
- 1 号機が毎日起動・停止を繰り返す DSS（Daily Start-up and Shut down）運転であるため、起動・停止といった非定常稼働時において、定常稼働時よりも周辺大気環境への影響が増大するおそれがあることも考慮した上で、本件事業の発電設備には最新技術のものを採用し、適切な運転管理及び維持管理を徹底する必要がある。
- 環境影響評価項目によっては、予測及び評価に当たり選定した予測条件、予測手法及び環境保全対策等について、その選定に当たり行われた検討の経過が十分に説明されずに結果が示されているので、検討経過も具体的に示す必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、本件事業の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に係る各評価項目等についての個別の審査結果は、次のとおりである。

事業者は、環境影響評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

Ⅱ 個別事項

1 大気質

(1) 建設機械の稼働による影響について

工事の実施に当たり船舶を利用することとしているが、船舶からの排煙による大気への影響を軽減するため、良質の燃料を使用すること。

(2) 施設の稼働に係る予測及び評価について

施設の稼働に伴う窒素酸化物の影響については年平均着地濃度及び日平均着地濃度に加えて、特殊気象条件下で発生する短期高濃度等についても予測及び評価を行っているが、DSS 運転では非定常状態での稼働もあるので稼働条件や気象条件によっては周辺地域への影響が増大するおそれがあるため、予測の不確実性を認識した上で予測手法及び予測条件について十分検討すること。

特に、特殊気象条件下の予測に当たっては、予測条件の設定の考え方を明らかにすること。その中でも海風に伴うフュミゲーションによる影響については、実施区域が臨海部に位置する都市域であるという地域特性を十分踏まえて、予測結果だけでなく準備書に示した手法を適用することの妥当性についても明らかにすること。

(3) 発電設備に係る環境保全対策について

排煙脱硝装置については、脱硝効率の高いものを採用すること。また DSS 運転における起動時の運転特性を十分把握することにより、高い脱硝効率を維持するための適切な運転管理を徹底すること。

2 冷却塔白煙

冷却塔白煙の予測及び評価については、白煙の年間発生率が小さいこと、さらに高速湾岸線及び京浜運河への白煙到達割合が小さいこと等から環境影響が小さいとしているが、現実には高速湾岸線等に視程障害を生じさせないことが重要であるため、準備書に示している環境保全対策以外にも考え得る対策を具体的に明らかにすること。

3 水質

施設の稼働による排水は、処理後、京浜運河に排出するとしているが、排出先である東京湾において全窒素及び全リンは環境基準を達成していない状況にあり、未だ富栄養化の状況が改善されていない。このため、排水処理について最新技術を採用すること等により富栄養化に及ぼす影響を軽減するよう最大限の配慮を行うこと。

4 景観

施設の存在による景観への環境保全対策として、建屋等の色彩や緑地の配置により周辺環境と調和するよう配慮するとしているが、景観への配慮は、建屋等の配置、形状及び色彩並びに建屋等周辺の植栽を総合的に検討して決定すべきものである。したがってその検討経過を示すことが重要であるので、その内容についてより具体的に明らかにすること。

5 温室効果ガス等

施設の稼働に伴い大量の二酸化炭素を排出することから、地球温暖化に及ぼす影響をできる限り軽減するため、発電設備には効率の高い最新技術のものを採用するとともに、適切な運転管理及び維持管理を徹底すること。

6 その他

(1) 環境監視について

工事中及び供用開始後に環境監視を行い、特に環境保全上の配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得るなどにより所要の対策を講じるとしているが、環境監視の結果については、実施区域周辺の住民等に適切な方法で情報提供を行うこと。

(2) 総合評価について

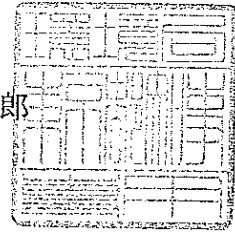
総合評価では、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減していることや、環境基準等の維持・達成に支障を及ぼすものではないことから、発電設備設置計画は適正であるとしているが、評価は具体的な代替案の比較等の検討の経過を踏まえたものとすべきであるため、より具体的な検討経過を明らかにすること。

17 環都影第 147 号
平成 17 年 8 月 1 日

意 見 書

「川崎天然ガス発電所」に係る環境影響評価準備書に関する東京都環境影響評価条例第 87 条第 1 項に規定する意見は、次のとおりである。

東 京 都 知 事
石 原 慎 太 郎



記

第 1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称：川崎天然ガス発電株式会社

代表者：代表取締役社長 河野 文彦

所在地：東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 12 号

2 対象事業の名称

名 称：川崎天然ガス発電所

3 対象事業の所在地

所在地：神奈川県川崎市川崎区扇町 12-1

新日本石油株式会社川崎事業所構内

第 2 意 見

本事業の準備書における大気汚染に関わる調査、予測及び評価は、おおむね妥当である。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民等が一層理解しやすいものとするよう努めるべきである。